

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要（議題①関係）

- 1 日時 令和3年3月16日（火） 13:30～17:00
- 2 場所 大津合同庁舎7階 7-C会議室
- 3 議題 ① 国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価方法書について
② 彦根愛知犬上地域新ごみ施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 市川委員（会長）、惣田委員、江藤委員、畠委員、平山委員、堀委員、皆川委員

5 議事概要

（事務局）

- ・ 資料1-1および参考資料3により、事業概要およびこれまでの経緯等について説明。主な特記事項は下記のとおり。

【特記事項】

- ・ 滋賀県環境影響評価条例（以下「条例」という。）第36条の規定により、都市計画に定められる対象事業については、都市計画の決定・変更を行う都市計画決定権者が、事業者に代わるものとして、都市計画の決定・変更をすることができることとなっている。当該事業の都市計画決定権者は滋賀県であり、事業予定者である近畿地方整備局の協力のもと、滋賀県により環境影響評価の手続きが行われることとなっている。
- ・ 本事業は条例の施行日以前に都市計画決定された事業であり、条例付則第5項第2号の経過措置が適用される事業に該当することから、条例に基づく環境影響評価の手続き等に関する規定が適用されない事業である。
しかしながら、都市計画変更に伴うルート帯の変更が行われたことから、軽微な変更該当しないため、条例付則第5項に規定される条例第3章から第9章（環境影響評価方法書以降の手続き）について、手続きが必要となるものである。

（事業予定者）

- ・ 資料1-3～資料1-5について、事業予定者の見解を説明。主な特記事項は下記のとおり。

【特記事項】

- ・ 資料1-3の1番および2番の意見に対する見解として、広域的・総合的な騒音・振動の状況の改善効果については、事業の整備効果として整理することを検討しているところである。自動車騒音の影響については、本事業（バイパス）における自動車騒音だけでなく、現在の国道161号（現道）におけ

る自動車騒音についても予測し、それぞれの寄与率を踏まえたうえで評価することになるため、現在の国道 161 号（現道）における騒音の状況の改善効果についても一定予測・評価できる可能性がある。

（会長）

事業予定者の見解について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

（会長）

路面凍結防止剤の影響について、新たな知見が収集できた場合は審査会資料等として紹介していただきたい旨を「国道 8 号 彦根～東近江（仮称）環境影響評価方法書」についての審査会（令和 2 年 11 月 16 日）の中で言及していたが、本日の審査会においては紹介いただけないのか。

（事業予定者）

現時点においてはまだ新たな知見の収集はできていない。他の道路事業における検討結果では、一時的に液性が多少アルカリ性に寄ることがあるが、希釈等によりすぐに中性になることが報告されている。生態系等への影響に係る知見はないが、今後知見の収集に努めたい。準備書段階の審査会においては資料を提示する。

（会長）

本事業または「国道 8 号 彦根～東近江（仮称）」の準備書段階の手続きにおいては、路面凍結防止剤の影響についての新たな知見を収集し、資料を作成のうえ審査会の中で紹介いただきたい。

（会長）

資料 1－3 の 1 番および 2 番の意見に対する見解の補足説明として、本事業（バイパス）における自動車騒音だけでなく、現在の国道 161 号（現道）における自動車騒音についても予測し、寄与率を踏まえて評価するということであった。本事業の実施に伴う騒音の改善効果についての予測・評価については、そのようなかたちで差し支えないため、積極的に行っていただきたい。

（事業予定者）

承知した。

（委員）

資料 1－3 の 4 番の意見に対する見解として、山岳トンネル工法（新オーストリアトン

ネル工法（NATM）を採用することにより地下水の水位への著しい影響が低減できる旨の見解が記載されているが、論理構成が逆ではないか。山岳トンネル工法は地下水の水位が低いところで適用できる工法であり、山岳トンネル工法が適用できる地域において工事を行うため、地下水の水位への影響は小さいと想定される、という論理構成になるのではないか。

（事業予定者）

ご指摘のとおり今後はそのような説明としたい。

（会長）

他に意見はないようなので、続いて、審査会意見について議論させていただく。

審査会意見（案）について事務局から説明をお願いします。

（事務局）

- ・ 資料 1－2 により、審査会意見（案）について説明。主な補足事項は下記のとおり。

【特記事項】

- ・ 1 全般的事項（2）等の「道路構造および工事計画等」：
主務省令第 33 条第 1 項 1 号～6 号において、準備書の作成にあたり対象事業の内容として記載しなければならないと定められている各項目のことを指す。
- ・ 1 全般的事項（3）：
準備書段階では具体的なルート、道路構造および工事計画等が示されることを前提として記載。
- ・ 1 全般的事項（3）の「滋賀県環境影響評価技術指針」（平成 11 年滋賀県告示第 124 号）および「滋賀県版環境影響評価技術ガイド-歴史的遺産分野（文化財・伝承文化）-」等」：
「滋賀県における環境影響評価の手引き-条例版-2001 年」を「等」に含むものとして記載。
- ・ 2 個別的事項（1）大気環境の「住居等」：
住居、学校、病院、およびこれに類するものを指す（自動車騒音常時監視マニュアル 2p）。特に高島市勝野地先（乙女ヶ池周辺）においては住居等が道路に近接して立地していること、また専ら住居の用に供される地域（A 地域）であることを踏まえ、住居等への影響についてできる限りの配慮をお願いするもの。
- ・ 2 個別的事項（2）水環境の「河川・琵琶湖等」：

流入河川だけでなく、影響が認められる場合には琵琶湖への影響も予測・評価することを求めるもの（「等」は乙女ヶ池を指す）。

- ・ 2 個別的事項（4）景観の「文化的・社会的構成要素」：
「道路環境影響評価の技術手法」における考え方では、景観資源は自然的構成要素のみであるが、「滋賀県における環境影響評価の手引き-条例版-2001年」においては人文的景観資源も把握すべき内容としているところ。

（会長）

それでは、審査会意見（案）について、ご意見を願います。

（現時点において、審査会意見（案）に対する意見がないことを確認）

（会長）

ご意見等がないことを確認したため、本議題の審査はこれで終了とする。

審査会後の追加の意見等を踏まえ、事務局と調整の上、審査会意見をまとめていくこととする。

以上

滋賀県環境影響評価審査会 議事概要（議題②関係）

- 1 日時 令和3年3月16日（火） 13:30～17:00
- 2 場所 大津合同庁舎7階 7-C会議室
- 3 議題 ① 国道161号小松拡幅13工区に係る環境影響評価方法書について
② 彦根愛知犬上地域新ごみ施設整備事業に係る環境影響評価方法書について
- 4 出席委員 市川委員（会長）、惣田委員、江藤委員、畠委員、平山委員、堀委員、皆川委員

5 議事概要

（事務局）

- ・ 資料2-1および参考資料3により、事業概要およびこれまでの経緯等について説明。

（事業者）

- ・ 事業者資料2-3～資料2-7について、事業者の見解を説明。資料に関する補足事項は下記のとおり。

【事業者資料2-3の補足事項】

- ・ スライド8について、騒音の予測に当たっては、対象事業実施区域に隣接する荒神山の地形の起伏を考慮したうえで、コンターマップを作成する。
- ・ スライド9について、「一般車両」とは、一般の方が家庭ごみを搬入する際の小型車両のことを指している。
- ・ 市道整備のスケジュールは、ごみ処理施設供用開始時までには市道が供用される計画以外は未定。
- ・ 市道整備に伴い発生した残土をごみ処理施設整備事業の盛土として利用することはない。

（会長）

事業者の見解について、委員の皆様からご意見・ご質問をお願いします。

（会長）

資料2-4の意見番号3について、市道整備に係る環境への配慮を要請されたとあるが、彦根市や環境関係の市民団体と協議した結果を具体的に説明していただきたい。

(事業者)

環境関係の市民団体は、彦根市版レッドデータブックの作成等にも携わる団体であり、これまで荒神山一帯や対象事業実施区域周辺の自主的な動植物調査を実施し、今後は市道整備ルート帯の調査についても計画しているとのこと。今回の協議では、制度・体制が整った場合には、市道整備部分に係る調査結果を彦根市に提供したうえで、市道整備に係る環境への配慮事項を彦根市に提言するとして回答いただいた。

また、市道整備事業者である彦根市と協議の際には、滋賀県が公共事業の実施に当たって、生物環境に配慮すべき事項として有識者から指導・助言を受け、事業実施段階に反映する「滋賀県生物環境アドバイザー制度」を参考に、彦根市版生物環境アドバイザー制度を創設することや、彦根市の環境審議会に自然環境に関する有識者を招致し、市道整備事業による環境への影響を審議することを検討するとして、前向きな回答をいただいた。

(会長)

ただいま説明のあった内容は、市道整備事業における環境への配慮に関する対応として、審査会意見を取りまとめるために説明いただくことが不可欠である。このことを事業者見解において説明されない理由はなにか。

(事業者)

前回1月20日の審査会の後、彦根市や環境関係の市民団体と協議を重ね、対応の方向性がまとまったのが本日の審査会の直前であったため、資料を準備し説明することができなかった。

(会長)

市民団体は自主的な市道整備に係る調査を行い、その調査結果の提供を受けた彦根市は環境審議会においてミニアセスを行うということによいか。

(事業者)

前向きに検討するとして彦根市から回答を受けている。

(委員)

事業者資料2-3のスライド11について、1地点あたり10個のシャーマントラップを一晩設置するだけではカヤネズミなどの生息密度の低い小型哺乳類は捕獲できないこともあるため、調査のための休耕田、森林、河川の各地点に設置するシャーマントラップの数を適切に設定すること。

昆虫類の調査手法として、河川水辺の国勢調査マニュアルで示されたピットフォールトラップではなく、ベイトトラップを選定しているが適切な手法となっているか。

(事業者)

シャーメントラップの数は助言を踏まえ倍に増やして調査を実施する。

ベイトトラップでは、設置する餌によって誘因・捕獲できる昆虫相に違いが生じるものの、餌を設置しないピットフォールトラップと比べるとより多くの昆虫が捕獲でき、生物相の調査において適切な手法と考える。

(委員)

両生類はどのように調査されるのか。また、中でも現地で確認されているというカスミサンショウウオはどのように調査されるのか。山林内での調査も実施するのか。

(事業者)

両生類に専門的な調査員が任意調査法により、水たまりや沢など両生類が好む環境を中心に調査を行う。繁殖期では夜間の鳴き声の調査も行う。カスミサンショウウオは夜行性であり、産卵のために訪れる水辺でしかほぼ確認することができないため、適切な地点、時期において調査を実施する。

(委員)

市道整備による直接的な自然環境への影響が大きいと考えられるため、生き物の調査全般に関しては調査地点を市道整備区域内やその周辺に設けて生息状況について確認するなど、市道整備を踏まえた調査の実施を検討してほしい。

(事業者)

調査地点の設定については市道整備を考慮し、事業者資料2-3のスライド13で調査地点として示しているものについても、範囲を広げて調査することを検討する。

(委員)

対象事業実施区域から荒神山に沿って南西に流下する水路があるが、事業に伴うすべての排水は東側に向かう水路を経て宇曾川に流入するとして、上流と下流に水質の調査地点が設定されているということでしょうか。

(事業者)

ご指摘のとおりです。南西に向かう水路は利用しない。

(委員)

資料2-6の意見番号13について、盛土された敷地は宇曾川の堤防天端と同程度の高さとなることで、洪水が生じた場合でも水が敷地から宇曾川に戻り、敷地周辺の浸水被害を広げることはないとの事業者見解が示されているが、宇曾川の堤防天端より低い、敷地の南北に水が流れることも想定されることから、影響がないとはいえない。

また、宇曾川が堤防天端を超える水位で氾濫が生じる状況において、事業地内に流入する水を宇曾川にポンプ圧送することに意味がないと考える。宇曾川のフラップゲートが閉じる条件やポンプ圧送が可能となる条件の宇曾川の水位を確認し、適切な条件下で排水を行う必要がある。

(事業者)

指摘を踏まえて事業者見解を修正する。

(会長)

審査会資料の事業者見解を修正したうえで準備書に記載すること。また、資料2-4の意見番号3についても修正し、彦根市や市民団体と協議した結果を記載すること。

(委員)

資料2-6について、市道整備により荒神山の参道が分断されることを懸念する旨の住民意見が散見される。住民には環境影響評価の手續上、市道整備が別事業であることに納得いただけないことも想定されるため、市道整備に係る環境への配慮の取組に事業者も協力いただきたい。

(事業者)

市道整備によって参道が分断されることの懸念についてはルート公表時から彦根市に伝えており、これに対して、分断が生じない道路構造として設計を進めるとして回答をいただいている。環境に配慮した事業計画として進んでいると理解している。

(委員)

事業者資料2-3のスライド6について、土壌の調査目的は何か。

(事業者)

施設供用前に、現況を把握しておくものである。

(会長)

悪臭と土壌を一つの欄として資料にする必要はないため、区別されたほうがよい。

(会長)

事業者資料2-3のスライド2について、対象事業実施区域を調査地点として設定しないのはなぜか。地点②から地点⑥で予測するにあたって、バックグラウンド濃度はどの地点のデータを使用するのか。一般的には対象事業実施区域のバックグラウンド濃度を使用することが多いと考える。

(事業者)

地点②から地点⑥における予測に当たっては、それぞれの地点で調査したバックグラウンド濃度を使用するため、対象事業実施区域を調査地点として設定していない。

(会長)

資料2-4の意見番号5について、ダウンドラフトを想定した風が強い大気条件下で係留気球をあげ、安定した点源としてトレーサーガスを放出することは難しいのではないか。

(事業者)

実験時は極力煙突天端高さに合わせて実験を行うよう努める。安全面の考慮も行うため、事前に風船を飛ばすことで上空の風の状況を確認しながら調査を進める。

(会長)

資料2-4の意見番号6について、発電所での白煙の予測は、予測モデルによる白煙の長さの計算のみを行うことが多く、予測結果を基に環境影響を評価することが難しい。今回の予測に当たっては、フォトモニタージュにより可視化する手法としており、発電所での予測より一歩進んだ取組として期待したい。

(会長)

他に意見はないようなので、続いて、審査会意見について議論させていただく。
審査会意見(案)について事務局から説明をお願いする。

(事務局)

- ・ 資料2-2により、審査会意見(案)について説明。主な特記事項は下記のとおり。

【特記事項】

- ・ 1 全般的事項(2):
本方法書には、環境影響評価に当たっての基礎的情報が不足しているとして、具体的な条件を設定することを意見としてまとめている。
- ・ 1 全般的事項(3):
本方法書で示された市道整備ルートは、ごみ処理施設供用開始後のアクセスルートとして計画していることから、市道整備を勘案した予測、評価を行うことを意見としてまとめている。また、本内容は、「2個別的事項」の各項目に応じて反映させ、意見をまとめている。

(会長)

それでは、審査会意見(案)について、ご意見を願います。

(委員)

2個別的事項(6)について、彦根市と協働するだけでなく、行政が把握していない地域の信仰や伝承文化にも留意し、市道整備の影響を踏まえた予測、評価することとして修文してはいかがか。

(事務局)

伝承文化の調査の手法に、地元住民からの情報収集が含まれるが、審査会意見にも明確に示すよう修文を検討する。

(会長)

彦根市と協働することと区別して修文する方がよいと考えるが、地元住民からヒアリングすることを審査会意見に加えること。

(会長)

他にご意見等がないことを確認したため、本議題の審査はこれで終了とする。

審査会後の追加の意見等を踏まえ、事務局と調整の上、審査会意見をまとめていくこととする。

以上